

奈良市包括的道路維持管理業務に係るモニタリング等業務委託 仕様書

第 1 章 総則

1 業務名称

奈良市包括的道路維持管理業務に係るモニタリング等業務委託

2 業務の目的

本業務は、奈良市包括的道路維持管理業務委託（以下「包括的道路維持管理業務」という。）を受託した運営事業者の適切かつ確実な維持管理業務の実施を確保するための措置として、モニタリング手順書に基づき各業務実績の監視を行い、要求水準が達成されているかを確認することを目的とする。

3 業務の概要

本業務は、奈良市（以下「発注者」という。）が別に発注する包括的道路維持管理業務について、運営事業者による包括的道路維持管理業務の実施状況が、その委託契約書、実施要領、要求水準書及び運営事業者提案書類（以下「委託契約書等」という。）に定める要件を満たして適正かつ円滑に実施されているか、また、包括的道路維持管理業務を安定して継続できる体制であるか等を確認することを目的に、技術、財務、法務といった視点からモニタリングし、発注者に対する必要な助言等の支援を行うものとする。

4 対象地域

月ヶ瀬及び都祁地域を除く旧奈良市地域を対象とする。

5 対象業務

奈良市包括的道路維持管理業務委託

6 委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までとする。

7 委託料上限額

- (1) 令和 7 年度（令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の委託料は、5,000,000 円/年（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (2) 令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで）の委託料は、7,000,000 円/年（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは、発注者と受注者双方協議のうえ決定するものとする。

9 疑義

本業務の仕様書、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、発注者の意図を十分に理解し本業務を遂行するものとする。

10 業務内容の変更

発注者が必要であると認めた場合は、発注者と受注者による協議により変更する。

11 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。

12 中立性の厳守

受注者は、本業務の実施に当たり、中立性を厳守しなければならない。

13 関係官公庁との協議

受注者は、関係する官公庁との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たり、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

14 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、契約書及び本仕様書によるほか、関係する下記法令規則等を遵守しなければならない。

(1)道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

(2)道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）

(3)道路交通法（昭和 35 年法律 105 号）

(4)河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

(5)建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

(6)消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

(7)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

(8)環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

(9)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

(10)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

(11)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

(12)悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

(13)大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

(14)騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

(15)振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

(16)労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

- (17)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (18)資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- (19)エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
（昭和 54 年法律第 49 号）
- (20)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- (21)高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
- (22)奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年 4 月 1 日条例第 11 号）
- (23)奈良市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 23 日条例第 49 号）
- (24)その他関連法令・施行規則等

15 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うものであるが、発注者が所有し本業務に利用できる資料はこれを貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ、発注者に提出し、業務完了とともに返却すること。

16 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって下記の書類を提出しなければならない。

(1)業務着手時

- ①業務着手届
- ②管理技術者届
- ③照査技術者届
- ④経歴書（資格の明記された経歴書及び資格証の写し、直接的な雇用関係を証明するための雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、健康保険被保険者証等の写し、業務実績を証明するための TECRIS 契約書等（※業務完了時の登録内容確認書）の写しを含む）
- ⑤業務工程表
- ⑥実施計画書
- ⑦その他必要な書類

(2)業務完了時

- ①業務完了届
- ②請求書
- ③業務報告書
- ④成果品

17 管理技術者等

- (1)受注者は、本業務における以下の資格を有した管理技術者と照査技術者を定め、発注者に届け出るものとし、受注者の社員であることの確認できる書類（健康保険証等）の写しを提出すること。なお、管理技術者と照査技術者は、兼任できないものとする。

①管理技術者

ア 1級土木施工管理技士

イ 技術士〔総合技術監理部門〕（建設－道路）又は技術士〔建設部門〕（道路）
またはRCCM〔道路〕の資格を有する者

②照査技術者

ア 技術士〔総合技術監理部門〕（建設－道路）又は技術士〔建設部門〕（道路）
またはRCCM〔道路〕の資格を有する者

（2）受託者は、3か月以上の恒常的雇用関係にある技術者を配置すること。

18 委託料の支払い

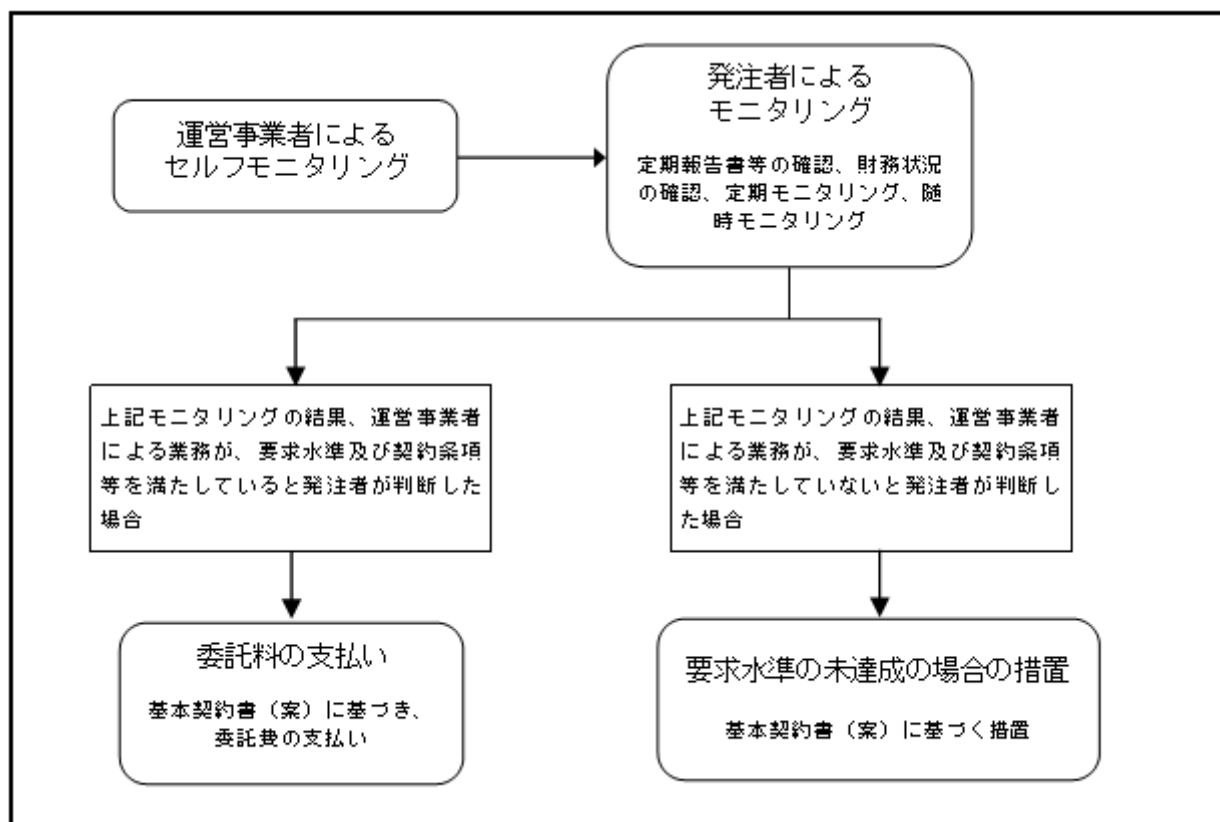
本業務の委託料は、各会計年度の業務終了後に支払う。

第2章 業務内容

1 業務の内容

（1）モニタリング業務の流れ

本業務におけるモニタリング業務の流れは、下図に示すとおりである。



モニタリング業務の流れ

（2）モニタリング業務

①専門的知見に基づいた各種計画書、報告書等の確認（（4）に示す対象業務につ

いて)

- ②課題・トラブル等が発生した際の改善策の提案
- ③運営事業者に対する指導
- ④定例会議への出席
- ⑤ペナルティとなる事項の調査、見解作成

(3) モニタリングの手法

①運営・維持管理モニタリング

運営事業者から毎月提出される定期報告書から維持管理状況等について確認し、発注者が求める要求水準を運営事業者が満たしているかどうかを確認する。

また、運営事業者から事業開始当初に提出されている各種計画書のとおり業務が行われているかについても、必要に応じて現場確認等（「定例会議によるモニタリング」と兼ねて実施）を行うことで確認する。

受注者は、毎月、モニタリング結果について発注者に報告する（電子メールの添付ファイル等による）。

②財政状況モニタリング

運営事業者が各事業年度において作成する当該事業年度の財務書類及び監査報告書を整理し、財務状況の健全性等について確認する。

③定例会議

運営事業者と発注者は、月に1回定例会議を開催するが、受注者は、定例会議に毎回2名出席し、適正に事業が実施されていることを確認する。

④事業改善等に関する支援

道路施設の維持管理が円滑に行われるよう施設等のハード面や運営及び維持管理業務委託契約等のソフト面に対して、発注者又は運営事業者より各種の事業改善提案があった場合には、提出された提案等の検討、審査及び必要により資料の作成を行う。

(4) モニタリングの対象業務

- ①統括マネジメント業務
- ②コールセンター業務
- ③巡回業務
- ④交通安全確保業務
- ⑤災害対応業務
- ⑥補修・修繕業務
- ⑦案内標識等管理業務
- ⑧植栽管理業務
- ⑨害虫対応業務
- ⑩清掃業務
- ⑪法定外公共物等管理業務
- ⑫埋設管 TV 調査業務
- ⑬財務状況の確認
- ⑭事業者提案に係る確認

⑮その他モニタリングに必要な事項

(5)業務遂行における留意事項

本業務を遂行するにあたり、以下の事項に留意すること。

①法規改正等への対応

法規改正等に対する包括的道路維持管理業務の内容及び委託料に関する発注者と運営事業者の協議が必要となる場合に備え、常に最新の情報収集に努めること。

②ペナルティ事項となるものの審査

要求水準では、未達成時のペナルティ事項を複数設定しているため、年度ごとの協議が必要と考えられる。したがって、運営事業者に詳細な資料を提出させ、発注者が適切な判断を行うことができるよう十分精査し、発注者に報告すること。

③大規模な事故、緊急トラブル等が発生した際の取扱い

大規模な事故、緊急トラブル等、発注者と運営事業者との間で協議及び調整が必要となる事象等が発生した場合、受注者は発注者の要請に従い、解決に向けた対応に協力する。なお、予め提出している内訳書の合計工数を超える調査、検討、打合せ出席、書類審査等が必要と見込まれる場合には、事前に発注者及び受注者で協議を行い、取り扱いを定めるものとする。

2 打合せ・定例会議

発注者と受注者の打合せや定例会議への参加は、概ね以下の要領で実施し、計 16 回とする。ただし、状況に応じて回数は増減する。

(1)定例会議（月 1 回）

(2)発注者と受注者の打合せ（年 4 回以内）

3 成果品

(1)奈良市包括的道路維持管理業務に係るモニタリング等業務委託報告書

A4 版 3 部

(2)電子データ入り C D R（マイクロソフトワード・エクセル及び P D F ファイル）

1 枚

4 業務遂行の条件

(1)関連法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

(2)連携の確保

業務着手時に受託体制及びその経歴書、及び作業工程表を提出すること。

発注者と受注者の打合せや定例会議の都度、議事録を作成し提出すること。

業務完了時は、完了届、納品書を提出し、受注者に帰すべきデータ、資料を返却すること。

(3)検査

業務進行について発注者が検査を行う際は、積極的に応じるものとする。

(4) 疑義

仕様及び契約書に規定のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議し決定する。

(5) 資料

「奈良市包括的道路維持管理業務委託 要求水準書」、「奈良市包括的道路維持管理業務委託 モニタリング手順書」等を参照する。